

2018年10月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
北海道知事 高橋はるみ 様
北海道警察紋別警察署 御中

紋別アイヌ協会 会長 畠山 敏

094-0015 北海道紋別市元紋別6-3
電話01582-3-9025

カムイチェプに対する私たちの権利を、日本国は侵害しないでください

さる2018年8月31日と翌9月1日、私たち紋別アイヌ協会が古式伝統にのっとり、毎年恒例のイチャルパ（先祖供養の儀式）・カムイチェプノミ（サケを迎える儀式）のため、カムイチェプ（サケ）をさずかるべくチプ（丸木舟）を藻別川に降ろそうとしたところ、北海道警察の車両数台に場所を占拠され、また川岸に立ち並んだ約10人の警察官に行く手を阻まれて、私たちは川に降り立つことすら、かないませんでした。

それに先だつ8月には、北海道本庁・北海道オホーツク総合振興局、また北海道警察紋別警察署から、計7度にもわたって職員・署員らが当協会にやってきて、「北海道知事あてに特別採捕許可を申請せよ」と、しつこく迫られました。また8月下旬には、警察車両がこれみよがしに近所に停車し続け、外出のたびに追尾を受けました。

これは日本国行政機関（北海道警察、北海道庁）による先住民族に対するパワーハラメントそのものです。私たちが有する当然の権利を、このように全否定されて、これほどの屈辱はありません。

そもそも、今から149年前、このアイヌモシリを先住のアイヌに断りなく「内国化」したのは日本国でした。そうして、日本国民に編入した先祖たちに、日本国の法律に従うよう強要したのです。帝国主義国家のこうした行為は、「先住民族の権利に関する国連宣言」（2007年）によって「歴史的な不正義」と認定されました。そのアイヌを先住民族だと国権最高機関（国会）が認めたいま、日本国政府こそ、149年前の原点に立ち戻って、カムイチェプをはじめとするアイヌモシリの資源全般について、「日本人にも、どうぞおすそ分けください」と私たちアイヌに懇願申請すべき立場なのではありませんか。「そのためには新たな立法が必要である」などという言い訳は、もはや通用しません。

私たち紋別アイヌ協会は、日本国政府に対し、当協会が有するカムイチェプに対する権利をこれ以上侵害しないよう、強く求めます。